岡崎市公共下水道区域外流入に関する取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岡崎市下水道条例（昭和36年条例第30号）第17条に基づく許可申請のうち、岡崎市流域関連公共下水道事業計画区域外から汚水に係る公共下水道へ接続（以下「区域外流入」という。）する場合の申請について、必要な事項を定めるものとする。

（許可基準）

第２条　管理者は、次に掲げる全ての要件に該当する場合、区域外流入の許可（以下「許可」という。）をすることができる。

⑴ 区域外流入に係る土地に接する道路に下水道管きょ（圧送管等、取付管の設置を管理者が認めない下水道管きょを除く。）が埋設されていること。

⑵ 下水道管きょの新規布設がないこと。

⑶ 取付管及び公共桝が管理者の定める技術基準に適合する構造であること。

⑷ 流入予定水質が関係法令等の基準に適合していること。

⑸ 流入予定汚水量が50㎥/日未満であること。

⑹ 流入予定汚水量が既存下水道施設の能力、構造及び管理に影響を与えない範囲であること。

２　公共下水道基本計画区域から区域外流入する場合で前項の規定によらないとき、または、全県域汚水適正処理構想の見直しにより将来公共下水道基本計画に定めることが適当と考えられる区域であるときの許可基準は、申請者と管理者が協議して定める。

（許可申請）

第３条　区域外流入の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付して、管理者に申請するものとする。

⑴ 物件設置許可申請書

⑵ 位置図

⑶ 公図の写し

⑷ 土地利用計画平面図

⑸ 下水道施設平面図

⑹ 下水道施設構造図

⑺ 現況写真

⑻ その他管理者が必要とする書類（流量計算書、計画水質、開発協議の写し、農地転用の写し、借地契約書の写し等）

（許可決定）

第４条　管理者は、前条の申請があったときは、第２条の規定により審査し、適当であると認めたときは、区域外流入の許可決定をするものとする。

２　管理者は、前項の許可決定をしたときは、申請者に対して、物件設置許可書により通知するものとする。

（工事の実施等）

第５条　許可を受けた申請者は、下水道管きょに接続するための公共桝及び取付管等の排水施設を工事するに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

２　許可を受けた申請者は、前項の工事の実施にあたり必要な下水道工事施行承認申請書、排水設備等工事計画承認申請書、道路占用許可申請書、道路使用許可申請書等の許可を受けなければならない。

３　前２項に係る費用を含め区域外流入に必要な費用の一切は、申請者が負担する。

（変更等）

第６条　許可を受けた申請者は、区域外流入の許可決定後に申請内容を変更しようとするときは、事前に管理者と協議するものとする。

２　許可を受けた申請者は、区域外流入の許可決定後に申請を取り下げしようとするときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

（監督処分）

第７条　管理者は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき、許可の取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、変更その他の必要な措置を命ずることができる。

⑴　第２条に規定する要件に該当しなくなったとき。

⑵　関連法令等の規定に違反したとき。

⑶　偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

⑷　その他管理者が特に必要と認めるとき。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。